

証券コード2293  
2021年6月8日

株 主 各 位

栃木県栃木市泉川町556番地  
**滝沢ハム株式会社**  
代表取締役社長 瀧澤 太郎

## 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面又はインターネットにより議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後6時まで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県栃木市泉川町556番地  
滝沢ハム株式会社 本店4階会議室  
(末尾ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報 告 事 項
  1. 第71期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第71期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takizawaham.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

#### <株主様へのお願い>

- 1. 本総会にご出席いただく株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
  - 2. 本総会に出席する役員及び運営メンバーにおいても、マスクを装着して対応させていただきたく予定であります。ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。
  - 3. 本総会会場におきましては、感染予防のため、座席間隔を広く確保する予定であり、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、またはご入場いただけない場合があります。
  - 4. 株主総会終了後に開催しておりました株主様との懇親会は感染予防の観点から中止することといたしました。株主様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
  - 5. 株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takizawaham.co.jp>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

### 書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2021年6月24日（木曜日）午後6時到着分まで

### インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2021年6月24日（木曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# 添付書類

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により社会・経済活動の停滞、企業収益や雇用情勢の悪化等先行きの見通せない状況が続いております。

当業界におきましては、外出自粛要請や移動制限等から内食需要の高まりが見られたものの、二度に亘る政府の緊急事態宣言の発出から外食業態向けの需要が減少するなど、消費マインドの低下から厳しい事業環境となりました。

このような状況の中で、当社グループは生活を支える重要な社会基盤の一部としての役割を果たすため、感染予防対策の徹底を図り安全安心な商品の安定供給を推進するとともに、集中生産による生産性の向上、品質の安定に努めてまいりました。また、内食需要に合わせた商品の提案・販売を図るなど、ライフスタイルの変化への対応に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、外食業態向けへの売上が大幅に減少しましたが、コンビニエンスストアや量販店への売上が堅調に推移したことにより、当連結会計年度の売上高は304億4百万円（前年同期比2.8%増）となりました。

損益面につきましては、コスト削減や売上高の増加要因により営業利益59百万円（前年同期86百万円の営業損失）、経常利益1億4百万円（前年同期46百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益55百万円（前年同期1億46百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

#### 食肉加工品部門

食肉加工品部門につきましては、ソーセージ等の売上が前年を下回りましたが、生ハムの売上が増加いたしました。この結果、この部門の売上高は124億85百万円（前年同期比0.6%増）となりました。

#### 惣菜その他加工品部門

惣菜その他加工品部門につきましては、ハンバーグ類の売上が好調に推移いたしました。この結果、この部門の売上高は48億90百万円（前年同期比12.1%増）となりました。

#### 食肉部門

食肉部門につきましては、外食業態向けの売上が減少しましたが、量販店向けの国産豚肉や輸入ポークの売上が増加いたしました。この結果、この部門の売上高は129億15百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

#### その他部門

その他部門につきましては、コロナ禍の影響が長期化しており、外食部門等の売上高は1億12百万円（前年同期比24.1%減）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、泉川工場及び西方工場の機械設備等の新設等であり、設備投資の総額は6億50百万円になりました。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資または社債の発行等による資金の調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界規模で経済・社会活動に大きな影響を及ぼしており、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。当業界におきましては、緊急事態宣言による社会経済活動の制限等により雇用環境の悪化、消費の低迷、また、輸入原料の安定確保への懸念など、業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況になることが予想されます。

このような状況におきまして、当社グループは、引き続き生活を支える重要な社会基盤の一部としての役割を果たすため、感染予防対策の徹底を継続し、安全安心な商品の安定供給を図ってまいります。

営業面におきましては、コロナ禍で変化する消費動向に対応した商品の開発・販売で売上の拡大を図ってまいります。生産面につきましては、ISO22000や小集団活動により更なる品質の安定、集中生産による生産性の向上に努めてまいります。仕入面につきましては、新たな海外原産地の開拓、優位性のある原料の安定確保に努めてまいります。

また、今期の配当につきましては、期末配当金年15円を実施したいと考えております。今後につきましても、全社一丸となり収益力の回復、財務体質の改善に努め、安定配当に努めてまいる所存であります。

株主様におかれましては、今後とも引き続き、何卒倍旧のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	第 68 期 (2017年 4月 1日 2018年 3月31日)	第 69 期 (2018年 4月 1日 2019年 3月31日)	第 70 期 (2019年 4月 1日 2020年 3月31日)	第 71 期 (2020年 4月 1日 2021年 3月31日)
売 上 高(千円)	34,245,689	31,922,769	29,580,101	30,404,074
経 常 利 益 又は経常損失(△)(千円)	479,021	157,164	△46,749	104,177
親会社株主に帰属 する当期純利益又は(千円) 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	307,292	92,257	△146,293	55,081
1株当たり当期純 利益又は1株当た り当期純損失(△)	149.63	44.92	△71.24	26.82
総 資 産(千円)	15,070,497	14,170,331	13,088,115	13,531,136
純 資 産(千円)	3,867,039	3,748,599	3,411,322	3,710,345
1株当たり純資産額 (円)	1,882.96	1,825.29	1,661.12	1,806.72

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
3. 第68期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、2017年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ワールドフードサービス	百万円 20	100.0 %	飲 食 業

③ 企業結合の成果

上記に記載の重要な子会社を含め連結子会社は2社であります。当連結会計年度の売上高は304億4百万円(前年同期比2.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益55百万円(前年同期1億46百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、前連結会計年度まで連結子会社でありました株式会社テルマンフーズは、2021年3月1日付で当社に吸収合併いたしました。

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業部門	主要な事業
食肉加工品	ハム・ソーセージ等の製造販売
惣菜その他加工品	レトルト食品、惣菜等の製造販売及び仕入販売
食肉	食肉の仕入、加工及び販売、肉牛の肥育
その他	飲食店の経営

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

当 社	本社	栃木県栃木市泉川町556番地	
	工場	泉川工場 (栃木県栃木市) 仙南工場 (宮城県角田市) 泉川ミートセンター (栃木県栃木市)	西方工場 (栃木県栃木市) デリカ工場「翔」(栃木県栃木市) 菖蒲パックセンター (埼玉県久喜市)
	営業所	青森営業所 (青森県青森市) 仙台営業所 (宮城県仙台市) 北関東営業所 (栃木県宇都宮市) 栃木営業所 (栃木県栃木市) 新潟営業所 (新潟県新潟市) 六合ハム販売課 (東京都足立区)	盛岡営業所 (岩手県盛岡市) 福島営業所 (福島県本宮市) 群馬営業所 (群馬県伊勢崎市) 首都圏販売課 (東京都足立区) フードサービス課 (東京都足立区) 茨城ビーフセンター (茨城県茨城町)
	直売所	<レッケルバルト店> 栃木本店 (栃木県栃木市) <アロマテーブル店> 亀有店 (東京都葛飾区) 北砂店 (東京都江東区) 川口店 (埼玉県川口市) 足利店 (栃木県足利市)	西新井店 (東京都足立区) 横浜店 (神奈川県横浜市) 小山店 (栃木県小山市) 曳舟店 (東京都墨田区)
子 会 社	株式会社ワールドフードサービス	本社 (宮城県角田市)	
	株式会社前日光都賀牧場	本社 (栃木県栃木市)	

(注) 子会社でありました株式会社テルマンフーズは、2021年3月1日付で当社に吸収合併いたしました。



## (9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数(名)	前期末比較増減(名)
365	26(増)

(注) 上記従業員数には、契約社員(専任社員・パートタイマー)360名及び他社への出向者1名は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社足利銀行	1,433 <sup>百万円</sup>
株式会社常陽銀行	491
株式会社みずほ銀行	415
株式会社栃木銀行	406
株式会社商工組合中央金庫	395
株式会社三菱UFJ銀行	300

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,952,000株  
 (2) 発行済株式数 2,102,000株  
 (3) 株主数 2,137名  
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 滝 沢 興 産	461,200株	22.4%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	315,200	15.3
滝 沢 ハ ム 取 引 先 持 株 会	167,300	8.1
株 式 会 社 足 利 銀 行	75,600	3.6
瀧 澤 太 郎	60,000	2.9
瀧 澤 悦 子	60,000	2.9
株 式 会 社 常 陽 銀 行	50,000	2.4
上 野 さ り	45,200	2.2
マ ル ハ ニ 千 口 株 式 会 社	44,000	2.1
吉 田 潤 子	43,800	2.1
岩 井 由 紀 子	43,800	2.1

(注) 当社は、自己株式48,369株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀧澤 太郎	
専務取締役	阿部 竹男	営業本部長
常務取締役	斎藤 信明	食肉本部長
常務取締役	山口 輝	管理本部長
取締役	浜村 恭弘	税理士 税理士法人浜村会計 社員税理士
常勤監査役	大橋 晴夫	
監査役	戸田 敏明	
監査役	澤田 雄二	弁護士 宇都宮中央法律事務所所長 (株)ナカニシ社外監査役 (株)カワチ薬品社外監査役
監査役	鎌形 俊之	公認会計士・税理士 鎌形公認会計士事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役浜村恭弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役澤田雄二及び鎌形俊之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役大橋晴夫氏は、長年当社で経営管理及び経営戦略の業務に携わっており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役戸田敏明氏は、長年金融機関での業務に携わっており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役澤田雄二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 監査役鎌形俊之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 7. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	担当の状況		異動年月日
	変 更 後	変 更 前	
阿部 竹男	専務取締役生産本部長	専務取締役営業本部長	2021年4月1日

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役並びに執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、「固定金銭報酬」、「業績連動金銭報酬」で構成されております。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位及び職責等、並びに業績及び目標達成度等を総合的に勘案して設定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会で一任された代表取締役社長が各取締役の評価及び会社業績等を勘案し、他の取締役と協議のうえ、報酬額を決定しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

また、2021年2月10日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針について、決議しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第46回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長瀧澤太郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限内容は、各取締役の基本月額報酬及び賞与の額並びに種類別の報酬割合です。これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう人事担当取締役及び常勤監査役が報酬額の妥当性を監視しており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	69,827 (2,560)	66,809 (2,560)	3,017 (-)	- (-)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15,046 (3,840)	15,046 (3,840)	-	-	4 (2)

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年3月31日をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

取締役の事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額(または数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各取締役の業績、目標達成度、企画推進力であり、また、当該業績指標を選定した理由は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、当社グループの持続的な成長を意識した経営を促進するためです。

業績連動報酬等の額の算定方法は、毎年2回一定の時期に業績指標を基に個別に決定いたします。役員賞与総額は固定報酬と合わせて株主総会で決議された取締役の報酬限度内で支給いたします。

当事業年度を含む決算値(選定した業績指標)の推移は1.(5)財産及び損益の状況に記載のとおりです。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

監査役澤田雄二氏は、株式会社ナカニシ及び株式会社カワチ薬品の社外監査役であります。両社と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	浜村 恭弘	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席しております。事業運営に関する事項、営業活動等経営全般にわたり質問や意見を述べております。
監査役	澤田 雄二	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会15回全てに出席しております。取締役会等の議案については、法律家としての高い専門知識をもとに助言を行っております。
監査役	鎌形 俊之	当期開催の取締役会14回全てに出席し、また、当期開催の監査役会15回全てに出席しております。取締役会等の議案については、公認会計士・税理士としての高い専門知識をもとに助言を行っております。

(注) 浜村恭弘、澤田雄二及び鎌形俊之の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役浜村恭弘氏は、当社の監査役を3年間在任し、当社の経営を理解していただいた経験及び税理士としての知見を活かしていただき、取締役会の活性化と経営監督機能の強化を期待しておりますが、取締役会へ出席率は良好であり、また、自らの知見に基づき、経営を監督するとともに経営方針や経営改善等について活発な発言をいただいております。当社が期待する役割を十分果たしていただいております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、内部統制の有効性と妥当性を確保するため、行動規範ガイドラインをはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を制定し、全ての取締役、使用人がこれらを遵守することを企業活動の前提とする。
- ② 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を任命し、担当取締役は全社横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- ③ 担当取締役は、各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ行動規範ガイドライン等の実施状況を管理・監督し、全使用人に対しての適切な研修体制を構築し、法令・定款等の遵守についてさらなる周知徹底を図る。
- ④ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容調査及び対処案等について、担当取締役を通じ代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱いは、当社文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアル等に従い適切に保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 職務執行情報のデータベース化を促進し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索することが可能とする体制を構築する。
- ③ 前2項に係る事務は、代表取締役が任命する取締役が所管し、第1項の検証・見直しの経過及び第2項のデータベースの運用・管理について、四半期に一回以上、取締役会に報告する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンス等に係るリスクは、それぞれの担当部署が必要に応じて規程、ガイドラインを制定し、研修の実施、マニュアルの作成・配付及び周知を行う。
- ② 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループ全体のリスク状況を網羅的・統括的に管理する。
- ③ 代表取締役は、代表取締役に直属する内部監査部署として、監査部を設置し、その事務を管掌する。
- ④ 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。



- ⑤ 監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑥ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の重要な問題について審議を行い、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているか月次業績報告を通じ検証を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

#### **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準に基づき、財務報告に係る内部統制を構築する。
- ② 関係会社管理規程に基づき、子会社を管理し、子会社の業務執行は、定期的に報告する体制とする。また、子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は当該子会社の他の取締役の職務執行状況を監視・監督する。
- ③ 子会社のリスク情報の有無を監査する部署は、監査部とし、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 監査部は、子会社に損失の危険に関するリスクが発生し、監査部がこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。
- ⑤ 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部は、管理本部及び子会社の監査担当部署と十分な情報交換を行う。

#### **(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき部署は監査部とし、専任の使用人が必要な場合には遅滞なく配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

#### **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役会付の使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役に報告を行ったことにより不利な取扱いを行ってはならないものとする。
- ④ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をした場合、その職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

#### **(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めによることに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供として主なものは次の通りとする。
  - a. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - b. 当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
  - c. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - d. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - e. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項
  - f. 内部通報制度の運用及び通報の内容
  - g. 社内稟議書、重要会議議事録及び監査役から要求された会議議事録の回付

#### **(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査体制と内部統制システム体制の有効性を検証し、体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役は監査役会、財務担当取締役及び監査部長と定期的な意見交換会を開催する。
- ② 前項の同会議は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分尊重しなければならない。
- ③ 会計監査人の選任・不再任・解任に関する株主総会に提出する議案の内容は、監査役会の決議によるものとする。

#### **(10) 反社会的勢力に対する基本方針**

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる暴力団を始めとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の方針を定める。

- ① 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ② 当社は反社会的勢力による不当要求に対しては組織をもって対応し、当社の従業員の安全を確保する。
- ③ 当社は、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。
- ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
- ⑤ 当社は反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携を図る。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、刑事上もしくは民事上の法的対応を行う。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、取締役5名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。主要な会議の開催として、取締役会は14回開催され、取締役の職務の執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社の取締役会は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲内で、職務を執行いたしました。
- ② 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社の取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- ③ 監査部は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部、工場及び営業所等を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ④ 監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言のとりまとめを行いました。さらに、監査役は取締役会に出席するとともに、取締役、その他使用人と対話を行い、監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。
- ⑤ 常勤監査役は、稟議書等重要な決裁書類を閲覧し取締役の執行状況を監査するとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を求めています。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,469,081</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,030,889</b>
現金及び預金	1,960,635	買掛金	2,554,167
受取手形及び売掛金	2,795,550	短期借入金	2,798,848
商品及び製品	1,178,675	1年内償還社債	240,000
仕掛品	187,291	リース債務	484,547
原材料及び貯蔵品	258,185	未払金	608,835
その他	89,022	未払法人税等	42,833
貸倒引当金	△280	賞与引当金	107,152
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,062,055</b>	役員賞与引当金	6,015
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,180,941</b>	その他	188,490
建物及び構築物	1,730,452	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,789,902</b>
機械装置及び運搬具	277,303	社債	40,000
工具、器具及び備品	106,548	長期借入金	1,070,306
土地	1,646,870	リース債務	1,078,907
リース資産	1,419,380	繰延税金負債	104,943
建設仮勘定	385	執行役員退職慰労引当金	10,832
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>97,529</b>	退職給付に係る負債	352,411
ソフトウェア	76,831	その他	132,500
その他	20,697	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,820,791</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,783,584</b>	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,545,608	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,279,671</b>
その他	242,012	資 本 金	1,080,500
貸倒引当金	△4,036	資 本 剰 余 金	684,424
		利 益 剰 余 金	1,519,546
		自 己 株 式	△4,799
		その他の包括利益累計額	430,673
		その他有価証券評価差額金	437,440
		退職給付に係る調整累計額	△6,767
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,531,136</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,710,345</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>13,531,136</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	30,404,074
売上原価	25,315,318
売上総利益	5,088,756
販売費及び一般管理費	5,029,347
営業利益	59,409
営業外収益	
受取利息	165
受取配当金	30,271
補助金収入	21,117
受取賃貸料	31,012
その他	17,032
営業外費用	99,598
支払利息	45,507
貸倒引当金繰入	200
その他	9,123
その他	54,830
経常利益	104,177
特別利益	
投資有価証券売却益	5,484
受取保険金	13,762
特別損失	
固定資産除却損	2,177
減損損失	12,503
訴訟関連費用	17,966
災害による損失	11,216
その他	43,864
税金等調整前当期純利益	79,559
法人税、住民税及び事業税	33,358
法人税等調整額	△8,879
当期純利益	55,081
親会社株主に帰属する当期純利益	55,081

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,080,500	684,424	1,464,465	△4,799	3,224,590
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			55,081		55,081
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	55,081	—	55,081
当 期 末 残 高	1,080,500	684,424	1,519,546	△4,799	3,279,671

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	282,594	△95,862	186,731	3,411,322
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純利益				55,081
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	154,846	89,095	243,942	243,942
当 期 変 動 額 合 計	154,846	89,095	243,942	299,023
当 期 末 残 高	437,440	△6,767	430,673	3,710,345

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>6,354,365</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,982,234</b>
現金及び預金	1,892,814	買掛金	2,550,243
売掛金	2,786,968	短期借入金	2,300,000
商品及び製品	1,132,619	1年内償還社債	240,000
仕掛品	187,291	1年内返済長期借入金	467,736
原材料及び貯蔵品	257,570	リース債	484,547
前払費用	10,732	未払金	605,596
関係会社短期貸付金	10,000	未払法人税等	42,179
その他	76,649	未払費用	146,661
貸倒引当金	△282	賞与引当金	106,700
<b>固定資産</b>	<b>7,096,137</b>	役員賞与引当金	6,015
<b>有形固定資産</b>	<b>5,157,841</b>	その他	32,555
建物	1,627,110	<b>固定負債</b>	<b>2,757,831</b>
構築物	101,815	社債	40,000
機械及び装置	276,642	長期借入金	1,027,561
車両運搬具	661	リース債	1,078,907
工具、器具及び備品	106,548	繰延税金負債	104,943
土地	1,625,297	退職給付引当金	345,085
リース資産	1,419,380	執行役員退職慰労引当金	10,832
建設仮勘定	385	債務保証損失引当金	18,000
<b>無形固定資産</b>	<b>97,428</b>	その他	132,500
ソフトウェア	76,831	<b>負債合計</b>	<b>9,740,065</b>
その他	20,596	純 資 産 の 部	
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,840,867</b>	<b>株主資本</b>	<b>3,272,996</b>
投資有価証券	1,545,608	資本金	1,080,500
関係会社株式	60,193	資本剰余金	685,424
出資	40,635	資本準備金	685,424
関係会社長期貸付金	74,985	<b>利益剰余金</b>	<b>1,511,871</b>
破産更生債権等	686	その他利益剰余金	1,511,871
長期前払費用	19,027	繰越利益剰余金	1,511,871
その他	158,760	<b>自己株式</b>	△4,799
貸倒引当金	△59,029	評価・換算差額等	437,440
		その他有価証券評価差額金	437,440
<b>資産合計</b>	<b>13,450,503</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,710,437</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,450,503</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		29,035,585
売上原価		24,253,897
売上総利益		4,781,688
販売費及び一般管理費		4,658,806
営業利益		122,881
営業外収益		
受取利息	1,275	
受取配当金	29,916	
受取手数料	6,710	
受取賃料	30,574	
その他	19,341	87,817
営業外費用		
支払利息	44,502	
債務保証損失引当金繰入額	7,500	
貸倒引当金繰入額	△3,047	
その他	5,813	54,768
経常利益		155,931
特別利益		
投資有価証券売却益	2,574	
抱合せ株式消滅差益	177,632	
受取保険金	13,762	193,969
特別損失		
固定資産除却損失	2,177	
減損損失	133	
訴訟関連費用	17,966	
災害による損失	11,216	31,494
税引前当期純利益		318,406
法人税、住民税及び事業税	32,389	
法人税等調整額	△8,917	23,472
当期純利益		294,934

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,080,500	685,424	685,424	1,216,937	1,216,937
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				294,934	294,934
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	294,934	294,934
当 期 末 残 高	1,080,500	685,424	685,424	1,511,871	1,511,871

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△4,799	2,978,062	281,350	281,350	3,259,412
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		294,934			294,934
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			156,090	156,090	156,090
当 期 変 動 額 合 計	—	294,934	156,090	156,090	451,024
当 期 末 残 高	△4,799	3,272,996	437,440	437,440	3,710,437

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

滝沢ハム株式会社  
取締役会 御中

**アーク有限責任監査法人**

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 淳一 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 植木 一彰 ㊞  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、滝沢ハム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、滝沢ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

滝沢ハム株式会社  
取締役会 御中

**アーク有限責任監査法人**

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 吉村 淳一 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 植木 一彰 ㊞  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、滝沢ハム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

滝沢ハム株式会社 監査役会

常勤監査役 大橋 晴 夫 ㊟

監 査 役 戸 田 敏 明 ㊟

社外監査役 澤 田 雄 二 ㊟

社外監査役 鎌 形 俊 之 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第71期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき15円 総額30,804,465円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年6月28日

### 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
なか え かず お 中 江 一 雄 (1950年9月6日生)	1969年3月 当社入社 1992年6月 当社取締役営業本部長 1995年1月 当社常務取締役営業本部長 2002年5月 当社専務取締役営業本部長 2004年6月 当社取締役副社長 2011年3月 当社取締役会長 2020年4月 当社相談役(現任)	4,200株

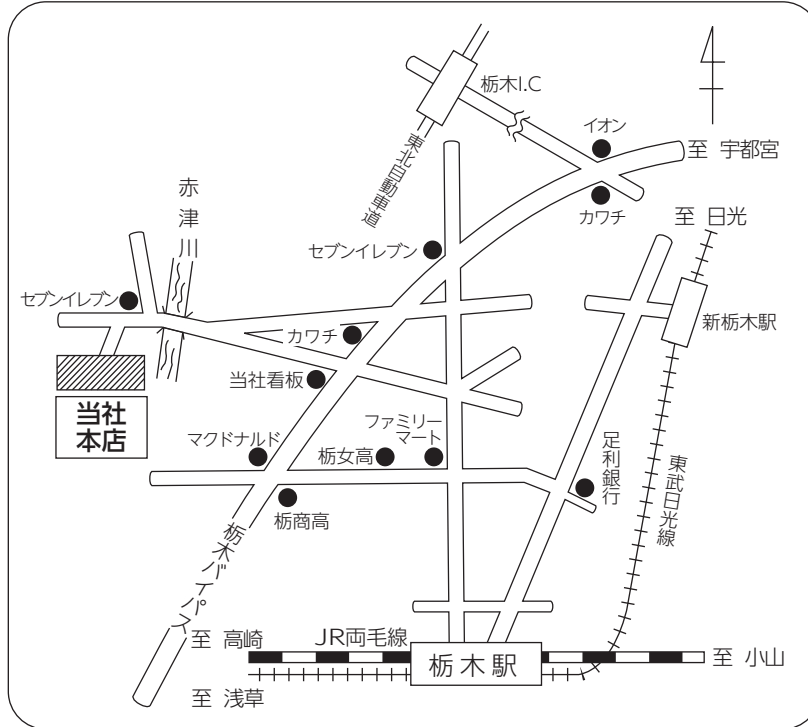
(注) 1. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

2. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：栃木県栃木市泉川町556番地  
当社本店 4階会議室  
電話 0282 (23) 5640



## ◎ 交通のご案内

- ・ JR両毛線栃木駅、東武日光線栃木駅より車で約10分
- ・ 東北自動車道栃木インターチェンジより車で約10分